

西七区地内東宮川圧送管修繕

仕 様 書

令和8年度

岡山市下水道河川局下水道施設部下水道管路保全課

第 1 章 一般事項

第 1 節 総則

1. 1. 1 （適用範囲）

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下監督員という。）と協議のうえ受注者の責任において実施し、誠実に施工すること。

1. 1. 2 （疑義）

現場説明書、本仕様書、図面（以下「図面等」という。）に明示のない場合または疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 3 （法令・条令等の適用）

本業務施工に関係する法令、条令等はこれを遵守しなければならない。

1. 1. 4 （官公署その他への手続き）

必要な届出、手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したもの以外はすべて受注者の負担とする。

1. 1. 5 （損傷部補修）

本業務施工に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

1. 1. 6 （資格必要作業）

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が施工すること。また監督員が要求した場合は資格保有者である旨の証書の写し等を提出すること。

1. 1. 7 （提出書類）

提出する書類の大きさは、すべて A 4 判にて編集すること。また提出する書類の種類は別紙 1 のとおりとする。

第 2 節 現場管理

1. 2. 1 （施工管理）

現場責任者は修繕施工の場所に常駐し、工程及び現場管理等を適切に行うこと。また、工程等は事前に監督員と協議し決定すること。

1. 2. 2 （災害防止等）

本業務施工に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業法案に違反することのないよう特に、留意

して施工すること。

1. 2. 3 （ 臨機の処置 ）

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 4 （ 材料検査等 ）

本修繕に使用する機器及び材料は、新品とし、種別ごとに監督員の検査を受けた物を使用すること。ただし、軽易な機器及び材料については、監督員の承諾を受けて省略することができる。

また、受注者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

1. 2. 5 （ 養生その他 ）

既存部分、施工済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。なお、修繕期間中は、現場の整理・整頓に勤め適正な作業環境を保持すること。

1. 2. 6 （ あと片付け ）

修理完成に際しては、当該修理に関連する部分のあと片付け及び清掃を行うこと。

1. 2. 7 （ 検査 ）

本業務施工は、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承認を得た後に、次の工程に移行すること。

また、完了後、受注者は本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

第2章 特記事項

第1節 概要

2. 1. 1 (修繕概要)

本修繕は、西七区地内東宮川に敷設されている圧送管が経年劣化しているため補修するものである。

2. 1. 2 (修繕場所)

岡山市南区西七区地内

2. 1. 3 (修繕範囲)

・圧送管補修	1 式
・機械損料 UV照射機	1 式
・機械損料 発動発電機	1 式
・その他上記に伴い必要なもの	1 式

2. 1. 4 (補修用材料)

(1) 本工事で使用する主要材料は、J I S規格品又は同等品とする。

(2) ポリエステル樹脂製紫外線硬化型F R Pシート（以下、F R Pシートという。）は、旧国土交通省N E T I S C B-9 9 0 0 2 2-V技術又は同等品以上を使用するものとし、次表の性能以上を有するものとする。

F R Pシート性能表

材質	ポリエステル
厚み	1. 5 mm厚
酸素透過率	差圧式ガス透過度測定0. 26cc/m ² ・24h・atm (40℃ 80% R H)
燃焼性試験	JIS A 1322・1996 防災1級、UL94規格 V-0に適合
水道用資機	JWWAZ108-2004に適合
耐圧試験	1. 2MPa以上（メーカー試験値）

(3) F R Pシートは、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

2. 1. 5 (修繕内容)

(1) 補修については、F R Pシートを使用した下水管の補修経験を有する作業員を含めることとする。

(2) F R Pシート貼り付け前に2種ケレン作業を行い既設管の塗装を剥離し、同時に汚れ、錆、油脂を除去し、施工面の清掃・乾燥を行うものとする。
現場の状況によっては監督員と協議の上、ケレン作業の種類を変更するものとする。

(3) 漏水が発見された箇所はパテ等を使用して漏水箇所を埋め、その箇所にFRPシートを貼りつけて密閉するものとする。

(4) FRPシートを貼りつけた箇所に紫外線ライトを照射し、FRPシートを固着させるものとする。

(5) 完成後、マンホールポンプの試運転を行い、漏水がある場合は再度施工をやり直すこととする。

2. 1. 6 (修繕期間)

契約の日より令和 9 年 2 月 19 日 まで

2. 1. 7 (契約不適合責任期間)

本修繕の施工不良による契約不適合責任を完了後1年とする。

2. 1. 8 (注意事項)

本修繕施工にあたり、下記事項を遵守すること。

(1) 仕様書(図面を含む)等は、参考とし十分に現地調査を行い、監督員と協議し施工すること。

(2) 本修繕施工中に配管に異常が発見された場合、軽微な異常は調整、修理を行い、重大な異常は、監督員に直に報告し、協議を行うこと。
その際には、写真も撮っておくこと。

(3) 受注者は、業務施工にあたり、地元住民と協議を必要とする要望、交渉があった場合は、遅滞なく監督員に報告すること。

(4) 受注者は、作業にあたり、地元住民等に迷惑をかけないこと。

(5) 受注者は、施工にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第3者に損害を与えた場合には、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。

(6) 受注者は、現場環境に対応して、施工者の安全確保のためのバリケード、標識の設置、及び交通整理員等による交通誘導を行うこと。また、道路法により道路使用許可等の必要な場所については、申請等の手続きを行うこと。

(7) 受注者は、現場内を整理整頓し、現場管理には細心の注意を払うこと。

(8) 道路等、付近を汚染させた場合は、その都度清掃すること。

提出書類

(1) 現場責任者及び主任技術者届

1 部

受注者は現場責任者及び主任技術者を定め書面により提出しなければならない。
ただし、本市が不相当と認めた場合は改めて選任すること。なお、現場責任者と主任技術者は兼ねることができる。

(2) 修繕工程表

1 部

作業工程を変更する場合は、その都度あらかじめ監督員に提出し、その承認を受けなければならない。

(3) 修繕着手届

1 部

(4) 修繕写真帳

1 部

修繕に関する写真を工程ごとにカラー撮影の上写真帳へ項目別に整理をして監督員に提出すること。

(5) 修繕報告書

1 部

様式は、事前に監督員と打合せを行い、各箇所ごとにその結果を記入して報告すること。なお、早急に修理を要する事項等があれば、合せて記入すること。

(6) 修繕完了届

1 部

(7) 試験結果報告書

1 部

(8) その他、本市監督員の指示するもの

必要数